

内の工事で鉄筋などの廃棄物十七・二トを敷地内に埋めたとしている。男性の認否について、区検は明らかにしていない。

一方、この男性と共に廃棄物を埋めたとして、同法違反で書類送検された同社の元従業員の男性三人について、区検は同日、「上司の指示に従った従属的な立場だった」などとして、い

ずれも同日付で起訴猶予とした。

また、区検は同日、いずれも市から工事を受注し、同法違反で書類送検された元請けの建設会社「北村組」（松阪市）と「丸昇建設」（尾鷲市）、両社の従業員三人について、嫌疑不十分で不起訴とした。「認定すべき証拠が不十分だった」としている。

解体の元従業員を略式起訴

尾鷲の中学校に不法投棄の罪

尾鷲市立輪内中学校改築工事をめぐる不法投棄事件で、津区検は二十四日、廃棄物処理法違反の罪で、松阪

市の解体会社「大成産業」と当時現場監督をしていた元従業員の男性（五十歳）を略式起訴した。津簡裁は同社に罰金百万円、男性に五十万円の略式命令を出した。

起訴状によると、男性は平成二十五年十月ごろ、輪